

給食施設の届出について

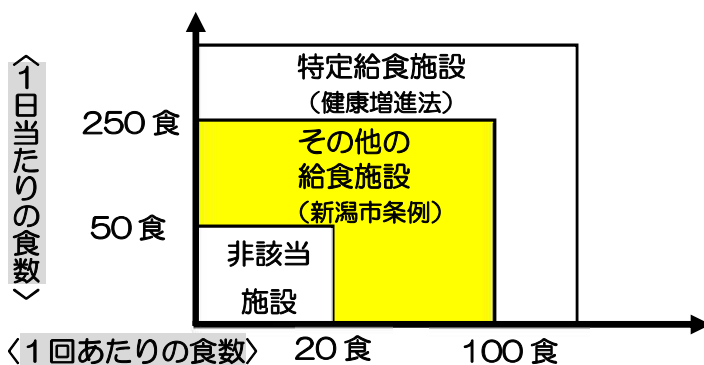
◆届出が必要な給食施設とは

「給食施設」には、健康増進法や食品衛生法に基づく届出の義務があります。貴施設に必要な届出を下表で確認しましょう。新潟市では、市条例で1回20食以上又は1日50食以上の施設を「給食施設」とし、健康増進法に基づく届出を義務付けています。食品衛生法に基づく届出については、1回20食以上継続して提供している施設が対象となります。

根拠法令	健康増進法 (栄養改善・健康増進が目的)		食品衛生法 (食品の安全性の確保が目的)	
	対象者	<input type="checkbox"/> 喫食者(対象者)が特定される		(規定なし)
提供食数	<input type="checkbox"/> 1回20食以上又は1日50食以上 <input type="checkbox"/> 継続して提供している		<input type="checkbox"/> 1回20食以上 <input type="checkbox"/> 継続して提供している	(規定なし)
従事者	(規定なし)		<input type="checkbox"/> 施設職員又は利用者が調理を行う	<input type="checkbox"/> 施設設置者と別の事業者が調理を行う
厨房の有無	<input type="checkbox"/> 有無に関係しない ▼		<input type="checkbox"/> 有 ▼	<input type="checkbox"/> 有 ▼
届出等	給食施設設置届		営業届出 (集団給食施設)	営業許可 (飲食店営業)
届出(申請)者	施設設置者			受託業者
問合せ提出先	新潟市保健所食の安全推進課 給食・管理グループ TEL:025-212-8223		新潟市保健所食の安全推進課 食品衛生グループ TEL:025-212-8226	

<参考>新潟市の給食施設の定義にあてはまらない施設について

上記の給食施設の定義にあてはまらない施設(1回20食未満の施設等)については、届出の必要はありません。



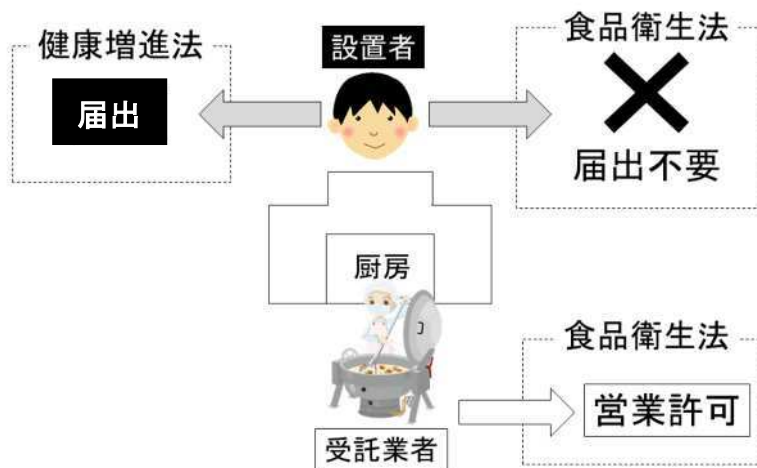
必要な届出を、下の例を参考に確認しましょう

例 1 病院内の厨房で調理を行っており、調理業務を行っているのが病院職員の場合



※病院設置者は、健康増進法・食品衛生法による営業届出が必要です

例 2 病院内の厨房で調理を行っており、調理業務を行っているのが受託業者の場合



※病院設置者は、健康増進法による届出が必要です

調理業務を受託した業者は、食品衛生法における営業許可申請が必要です

◆届出方法の詳細は、新潟市ホームページでご案内しています

新潟市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 食の安全

> 給食施設に関すること > 給食施設の届出等について

(健康増進法に関する届出方法)

新潟市オンライン申請システムより手続き可能です。

詳しくは、「新潟市 給食施設」で検索 🔍

新潟市 給食施設 🔍

> 食品営業許可について > 営業許可・営業届出の手続き方法 (常設・パンフレットを含む)

(食品衛生法に関する届出方法)

新潟市 営業許可 🔍

<お問い合わせ先>

新潟市保健所 食の安全推進課

給食・管理グループ

☎025-212-8223

食品衛生グループ

☎025-212-8226